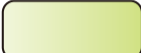


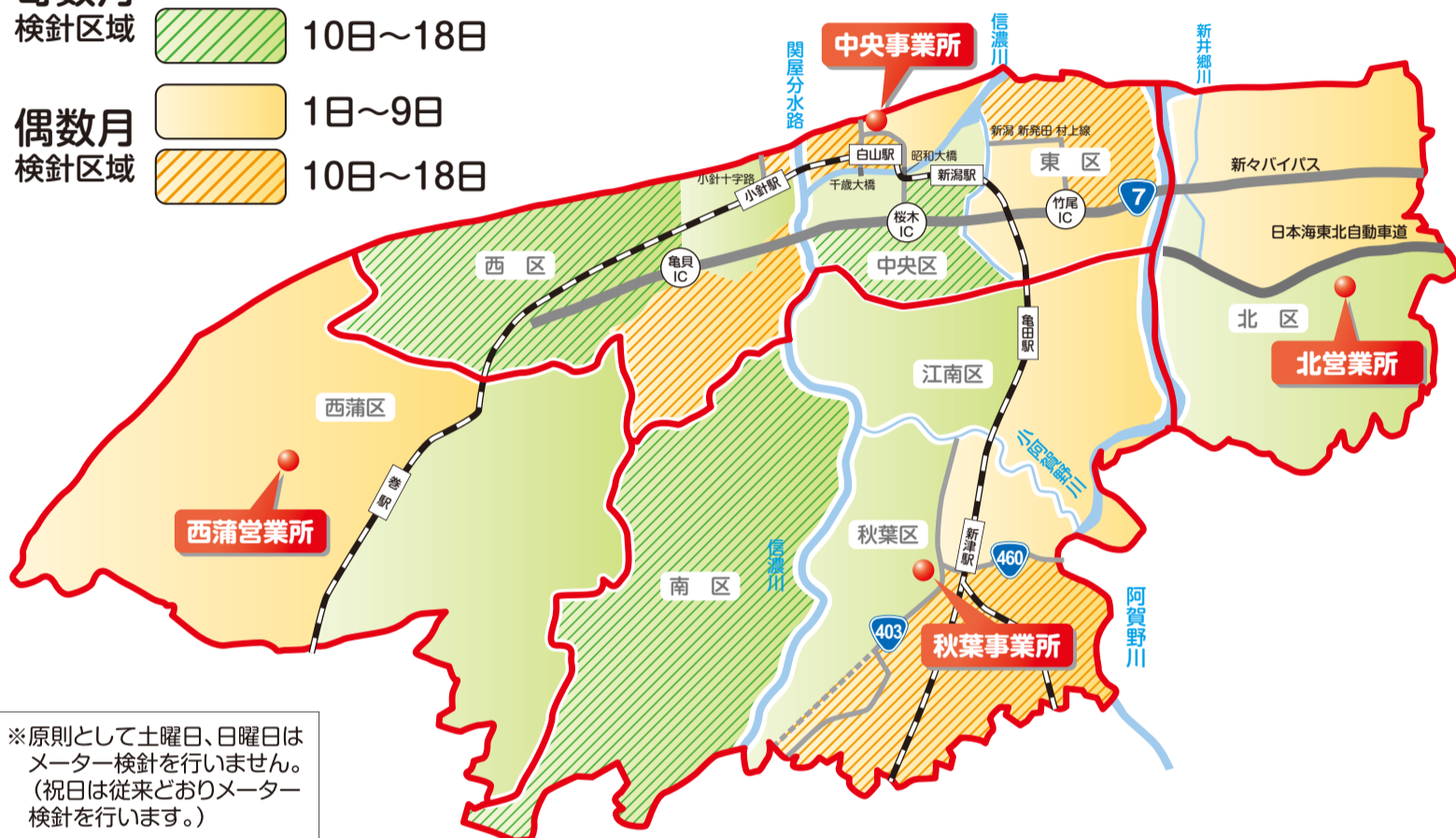


平成21年7月から 水道メーターの検針日、口座振替日および 納入通知書の発行日などが変わります

1 検針区域の再編により水道メーターの検針日が変わります

- | | | |
|-------------|--|---------|
| 奇数月
検針区域 |  | 1日～9日 |
| |  | 10日～18日 |
| 偶数月
検針区域 |  | 1日～9日 |
| |  | 10日～18日 |



※原則として土曜日、日曜日はメーター検針を行いません。(祝日は従来どおりメーター検針を行います。)

- ★新しい検針予定日は「お知らせがき」をお客さま個々に郵送させていただきますので、ご確認ください。
- ★5月検針の次が8月検針に変更となるお客さまは、使用期間が延びることによって料金が3カ月となり、一時的にお支払額が多くなりますので、6月に臨時検針(使用期間1カ月)を実施します。
なお、対象となるお客さまには5月検針後「臨時検針についてのお知らせがき」を郵送させていただきます。

2 水道料金等の口座振替日、納入通知書の発行日や納入期限が変わります

検針日(奇数月・偶数月)	口座振替をご利用のお客さま		納入通知書でお支払のお客さま	
	振替予定日		発行日	納入期限
1～9日	検針した月の 26 日		検針した月の 20 日頃	検針した 翌 月の 2 日頃
10～18日	検針した 翌 月の 2 日		検針した月の 27 日頃	検針した 翌 月の 9 日頃

*口座振替日が休業日の場合は、翌営業日になります。

水道料金等のお問い合わせ先

- 新潟市水道局お客さま専用フリーダイヤル

 **0120-411-002**

つながらない場合は 025-266-9311へ

下水道使用料等のお問い合わせ先

- 北区役所下水道課 TEL.025-387-1806
- 東部地域下水道事務所 TEL.025-281-9561
- 秋葉区役所下水道課 TEL.0250-25-5810
- 南区役所下水道課 TEL.025-372-6661
- 西部地域下水道事務所 TEL.025-262-8351